

1 令和4年第6回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和4年6月10日(金)
開議 午後3時00分
閉議 午後3時35分

3会 場 振興プラザ 大会議室

4出席委員

		2番	塩野 清隆	3番	馬場 実
4番	伊勢川 岩根	5番	佐脇 博吏	6番	鈴木 明弘
7番	高野 進	8番	小池 喜一郎	9番	大塚 謙一
10番	中山 賢二	11番	高橋 昌司	12番	笹久保 橋寿

5欠席委員

1番 松本 信之

6事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	松 村 孝 幸
書記	原 島 啓 太

7議題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第10号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (3) 第11号議案 稲城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (4) 第18号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 第19号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 第20号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議長 本日は、1番 松本委員より欠席の連絡が入っております。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和4年第6回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、8番小池 喜一郎 君、9番 大塚 謙一 君を指名いたします。次に日程2、第10号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。第10号議案について事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する)

なお、受付番号195号については令和4年5月23日に地元委員の笹久保委員と、受付番号196号についても同日に地元委員の佐脇委員と現地調査を実施しております。それでは受付番号195号について笹久保委員より、受付番号196号について佐脇委員より説明願います。

笹久保委員 12番委員の笹久保です。受付番号195号については、令和4年5月23日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

佐脇委員 5番委員の佐脇です。受付番号196号につきましては、令和4年5月23日に事務局と現地確認を行いました。結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認いたしました。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第 10 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 10 号議案については承認されました。次に日程 3、第 11 号議案 稲城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 怪我などで、会議室に來れない場合、タブレットで参加できるの？

事 務 局 可能です。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第 11 号議案 稲城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 11 号議案については承認されました。次に日程 4、第 18 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程5、第19号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程6、第20号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。今回伊勢川委員の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、伊勢川委員が退席します。

(伊勢川委員が退席)

議長 それでは、まず伊勢川委員の案件から説明をお願いいたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。伊勢川委員が席に戻りますので暫時休憩いたします。

(伊勢川委員が着席)

議 長 再開します。それでは第20号報告残りの案件について事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和4年第6回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時35分閉会)